

令和3年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 実施状況

1 サービス別の実施状況

区分	事業所数			計画数 d	実施数 e	実施率 (計画比) e/d	実施率 (対象比) e/c	
	現存 a	休止 b	対象 c=a-b					
介護給付	居宅介護	47	1	46	13	10	77%	22%
	重度訪問介護	46	1	45	12	10	83%	22%
	同行援護	13	1	12	3	3	100%	25%
	行動援護	7		7	1	1	100%	14%
	療養介護	1		1			-	0%
	生活介護	35		35	9	4	44%	11%
	短期入所	20		20	6	0	0%	0%
	重度障害者等包括支援 施設入所支援	0 6		0 6		0	- 0%	- 0%
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	1		1			-	0%
	自立訓練（生活訓練）	7		7	5	2	40%	29%
	就労移行支援	19	3	16	6	5	83%	31%
	就労継続支援A型	9	2	7			-	0%
	就労継続支援B型	49		49	14	10	71%	20%
	就労定着支援	10		10	4	3	75%	30%
	自立生活援助	3		3	1	1	100%	33%
	共同生活援助	26		26	11	0	0%	0%
相談支援	地域移行支援	18	2	16	3	3	100%	19%
	地域定着支援	18	2	16	3	2	67%	13%
	計画相談支援	35	2	33	8	6	75%	18%
	障害児相談支援	20		20	3	2	67%	10%
障害児通所支援	児童発達支援センター	2		2			-	0%
	児童発達支援	26		26	9	0	0%	0%
	医療型児童発達支援	0		0			-	-
	放課後等デイサービス	46	1	45	14	1	7%	2%
	居宅訪問型児童発達支援	1		1			-	0%
	保育所等訪問支援	4		4	1	0	0%	0%
計	469	15	454	128	63	49%	14%	

2 実地指導における文書指導の状況

事業区分	対象事業所数	実施数	文書指導した事業所数	件数
(1) 障害福祉サービス	291	49	6	14
ア 介護給付	172	28	1	2
イ 訓練等給付	119	21	5	12
(2) 相談支援	85	13	2	3
(3) 障害児通所支援	78	1	0	0
計	454	63	8	17

(1) 障害福祉サービス

ア 介護給付

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	1	・重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載していない。
給付費の算定及び取扱い	1	・欠席時対応加算の算定に当たって行うこととなっている、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助に係る記録が適切に行われていない。
計	2	

イ 訓練等給付

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	8	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録について、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けていない。 ・積立金の集金に際して、利用者等に預り証を発行していない。また、預り金の状況について、利用者に対し年1回以上報告していない。 ・個別支援計画の作成後、定期的に利用者面接してモニタリング（継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことについて、適切に行われていない。 ・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求め、その会議の記録を保存することについて、適切に行われていない。 ・重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載していない。
給付費の算定及び取扱い	4	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算の算定に当たって行うこととなっている、福祉・介護職員処遇改善計画書及び福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、全ての職員に周知することについて、適切に行われていない。 ・欠席時対応加算の算定に当たって行うこととなっている、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助に係る記録が適切に行われていない。 ・福祉専門職員配置等加算について、適切な体制で算定されていない。
計	12	

(2) 相談支援

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	3	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載していない。 ・利用者に対し、支給を受けた計画相談支援給付費の額を通知していない。 ・指定計画相談支援の提供を求められた場合に、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定又は地域相談支援給付費決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付費決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付費量等を確認していない。
計	3	

令和3年度 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）実地指導 実施状況

1 医療機関別の実施状況

区分		事業所数 a	実施予定 b	実施数 c	実施率 c/a
育成医療・ 更生医療	病院・診療所	17	0	0	0%
	薬局	175	0	0	0%
	指定訪問介護事業者等	4	0	0	0%
計		196	0	0	0%

2 自己点検の促進

- (1) 平成29年度から当面の間、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、自己点検表を用いた自己点検（指定期間（6年間）中、毎年度1回）の実施と指定更新時の提出を依頼。
- (2) 自己点検表の内容を確認後、必要が認められる場合は、実地指導を行う。